

関係各位

北陸信越運輸局長野運輸支局

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策）に係る要望調査について

令和2年度第二次補正予算を財源とする地域公共交通確保維持改善事業費補助金（サバイバル）について、下記のとおり要望調査を実施します。

本補助金を要望される場合は、下記に十分留意いただき、別添要望調査票に必要事項を記載の上、令和2年7月27日（月）までにご提出ください。

記

1. 要望調査内容

サバイバル補助

○地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通感染症拡大防止対策）

2. 調査様式（エクセルファイル）

- ①【事業者名〇〇】（R2 要望調査票）乗合バス
- ②【事業者名〇〇】（R2 要望調査票）貸切バス

3. 留意事項

（1）補助金対象メニューについて

補助金交付要綱、交付要領、運用方針は、下記ホームページを参照願います。
なお、具体的な補助対象メニューは、別添（令和2年度要綱等概要）をご確認ください。

※国土交通省 HP（地域公共交通感染症拡大防止対策（地域バス関係）要望調査）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000027.html

（2）スケジュールについて

本要望調査の提出を交付申請にあたっての必須要件としますので、申請を予定している事業は必ず記載をしてください。

〔スケジュール〕

- ・運輸支局への提出期限：令和2年7月27日（月）
- ・補助金交付額の内示：令和2年8月28日（予定）
- ・交付申請の受付締切：令和2年9月16日（予定）
- ・交付決定：令和2年9月30日（予定）

※調査票は1事業者につき1部作成し、主たる営業所を管轄する運輸支局に提出

(3) 内示及び予算上の調整

国土交通本省にて、要望調査を取りまとめたうえで、予算額と要望額、要望内容を精査の上、補助金交付額の内示を行います。要望どおりに認められない場合もありますのでご注意ください。

審査にあたり参考とさせていただくため、要望調査票には取り組み内容を質問する項目を設けています。

(4) 交付申請時の添付書類

内示後には交付申請が必要となりますが、実証運行を行う場合には、申請書に以下を添付する必要があります。

①実証運行の計画として次に掲げる事項を記載した書類

- ・実証運行の実施内容（期間、運行回数、輸送人員見込（対前年比を含む。）等）
- ・必要な感染症対策及び車内等の密度を上げないための配慮の内容
- ・実証運行に要する経費見込
- ・実証運行による収入見込

※要望調査時に認定を受けた内容と同一とすること

②直近の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

③国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類

(5) 事業着手時期について

本調査に係る補助金を活用する事業については、令和2年5月27日以降に事業着手（契約・発注）したものが補助対象となります。よって、これより前に事業着手した場合は、内示されたものであっても、当該内示は取り消されますのでご注意ください。

また、実証運行について、本要望調査の内定をもって、本計画を認定したものとするため、内定予定時期（8月末）以降を実施期間の始期として計画を策定して下さい。

【調査票提出先（問い合わせ先）】

長野運輸支局 輸送・監査部門 桑原・荒井

電話：026-243-4603

メール：kuwabara-t54v4@mlit.go.jp（桑原）

：arai-s2xp@mlit.go.jp（荒井）

※提出の際は、必ず2名あてにメールをお願いします

【令和2年度要綱等概要】

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策）

（補助対象メニュー）

乗合バス

① 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（以下、「設備等費用」）

- ・車両における抗菌・抗ウイルス・換気対策、ターミナルの衛生対策
- ・熱感知カメラの設置等による検温
- ・運転席仕切りカーテン隔壁の設置
- ・利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等に要する経費
- ・リアルタイムの混雑情報を提供するシステムの導入に要する経費
- ・乗降管理センサーの導入（機器購入・設置費用）
- ・車両の座席の一部に使用制限をかけるための部材等

上記以外の設備等を導入しようとするものについては、交付申請の内容を審査の上、交付決定された場合に認められたものとする。

② 必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行に要する費用（以下、「実証運行費用」）

貸切バス

① 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用（以下、「設備等費用」）

- ・車両における抗菌・抗ウイルス・換気対策、ターミナルの衛生対策
- ・熱感知カメラの設置等による検温
- ・運転席仕切りカーテン隔壁の設置
- ・利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知等に要する経費
- ・車内に施工された感染症拡大防止対策を周知するとともに乗客に協力を要請するための映像、パンフレット制作に要する費用
- ・乗客の間を物理的に区切るためのカーテンの設置費

上記以外の設備等を導入しようとするものについては、交付申請の内容を審査の上、交付決定された場合に認められたものとする。

② 高性能車内換気機構等感染拡大防止効果の高い設備を備えた車両を導入するために要する費用（以下、「車両導入費用」）

③ 必要な感染症対策を行ったうえで、実施する実証運行に要する費用（以下、「実証運行費用」）

（補助率）

乗合バス

- ・設備等費用：1/2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）
- ・実証運行費用：1/2

貸切バス

- ・設備等費用：1/2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）
- ・車両導入費用：1/2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額）
- ・実証運行費用：1/2